# ゼロトレランス・自己管理能力育成基準

2024年3月改訂 生徒会承認

レベル 1	□□□ ⑫スカート丈は膝の中心(お皿の中心)とし、膝が 隠れる長さまで。(体の成長や変化に伴い丈が
身だしなみ	短くなったりウエストサイズが合わなくなったり した時は、裾直しやサイズ直し等を指示する場合
	がある)。ベルト等で締めて調整はしない
	□□□ ⑬スカートは折り曲げてはかない。改造した場合
□□□□①通学は黒のローファーを履く	新たに買い直す
□□□ ②規定のセーター・ベストを適正サイズで着用する (ブレザーよりセーター・ベストの裾や袖を長く	□□□ ⑭ソックスは学校規定のもの、またはこれに準じた色・形(ワンポイントまで)とし、15cm丈以上
しない)	のものとする。
□□□ ③カッターの第1ボタンを留め、ネクタイ・リボンは	□□□ ⑮寒いときは肌色ストッキング及び肌色タイツの
第1ボタンの隠れる位置で着用	着用を可とする。清秀高等部は制服デザイン上
□□□ ④ボタンダウンのボタンはきちんと留める	黒色も可とする
□□□ ⑤冬季は規定コート又は紺色のピーコートの着用	I —
を可とする □□□ ⑥下着は襟元、袖口からのぞかない華美でない	男子
無地のものを着用する。夏服の時は制服から	□□□ ①頭髪のツーブロックについては、
透けない薄い色(白・肌色など)の無地を着用	①-1カットの上限は前額髪際隅部(ぜんがく
する。ハイネックや体操服は不可とする	はっさいぐうぶ:前髪の生え際とサイド前部の生
□□□ ⑦帽子は特別な場合を除きかぶらない	え際が作る角)とし、そこから耳の所までとする。
□□□ ⑧通学時には、所定の手提げ型バック又は所定の	それより後頭部にかけては不可とする。 ①-2短い部分のカットは5ミリ以上とする
リュックを必ず使用する。所定のバックに荷物が 入りきらない場合は、手提げ状のものを許可する	①-3長い部分は頭頂よりより真下に降ろし
(市販のリュックは不可、PCケースも同様)。部	耳に掛からない程度とする
単位で所定のバック(各部学校ロゴ入り)を用意	□□□ ②サイドやスソ部分を刈り上げるフェードカットは
している場合は、それでも可とする	5ミリ以上とする。スキンフェードは禁止する
□□□ ⑨特殊カットを禁止する	□□□ ③前髪は目に掛からないようにする
□□□ ⑩鞄のアクセサリーは1つのみとし、定期券サイズ	□□□ ④モヒカン様のカットは禁止(サイドからトップに かけて長短の差が激しいものは不可。グラデー
までとする  □□□ ①過度な眉ぞりをしない	かけて長短の左が放しいものは不可。グラテーションがかかるようにする。)
□□□ ⑫首や手首のアクセサリー	□□□ ⑤丸刈りの長さは任意とする
(ネックレス・リング・ミサンガ・スポーツ関係等	□□□ ⑥髪の長さは襟にかからないようにする
も含む)	□□□ ⑦整髪料は禁止
	□□□ ⑧ひげは剃る
女子	□□□ ⑨ズボンは学校規定のベルトを着用し、腰の位置ではくこと。改造した場合新たに買い直す
□□□□①化粧をしない	□□□ ⑩ソックスは学校規定のもの、又は白、黒、紺、
□□□ ①TOMでしない □□□ ②アイプチ、まつげパーマ・マツエク(アイラッシュ)	グレーの無地(ワンポイントまで)としくるぶし
は禁止	が隠れる長さとする
□□□ ③カラーコンタクトは装着しない	
□□□ ④カチューシャ、飾りヘアピンはしない	学校内
□□□ ⑤髪を結ぶ時は黒・紺・茶系の華美でないゴムと	
し、シュシュ等の飾り物は使用しない。 また結ぶ位置は後頭部とし、頭頂部では結ば	□□□ ①授業に集中し学習責任を果たす □□□ ②授業中等は携帯電話の電源を切り鞄等に保管
ない。(お団子状は1つまで)	をする。使用や鳴動等違反をした時は指導連
□□□ ⑥ヘアアイロン等を使用しての過度な巻髪は禁止	絡票による指導となる。また3回で保護者召還
□□□ ⑦編み込みは禁止。(三つ編みをする場合は地肌	の上校長訓戒となる。生徒指導規則第9条に
が見えないようにする。)	かかれていることを遵守すること
□□□ ⑧ネイルアートは禁止 □□□ ⑨トーンアップが目的の日焼け止め、色付きリップ	□□□ ③無許可で保健室・ほっとルームへ行かない □□□ ④ガムは持ち込まない
の使用は禁止	□□□ 倒力がは持ち込まない
□□□ ⑩女子の短髪は男子に準ずる	□□□ ⑥マンガ類・ゲーム類(トランプ等含む)は持ち
□□□ ①夏ブラウスの第1ボタンを留める	込まない

## 校内での行動・態度 □□□ ①教職員の指示に従う □□□ ②教職員の指導や注意に素直に従う □□□ ③来客の方等には立ち止まって挨拶をする □□□ ④職員室の出入りのマナー(敬語や言葉遣い・身 だしなみ)を守る □□□ ⑤時間を守り、遅刻の場合は入室許可証に記入し 指示を仰ぐ(教室に入る際は後部ドアより一礼 して静かに入室する) □□□ ⑥ゴミは分別して捨てる □□□ ⑦飲み歩き食べ歩きをしない 公共交通機関等のマナー □□□ ①飲食はしない (車内・駅・バスステーションまでの道中含む) □□□ ②決められた通学路を通る □□□ ③車両内では高齢者・弱者に席を譲る □□□ ④座席の占有はしない □□□ ⑤フロアーに座らない □□□ ⑥リュックは足下に降ろす等バックの置き場に留意 する □□□ ⑦大声で話をしない □□□ ⑧降りる人を優先し、駆け込み・割り込み乗車を しない □□□ 9交通規則を守る

## レベル2

※自転車は軽車両です、交通規則を遵守する

こと。生徒指導規則第7条に書かれている事を

#### レベル1の違反が数度繰り返される

遵守すること

- ①頭髪の染色、脱色はいかなる時も絶対に禁止する
- ②エクステンション、パーマを禁止する
- ③ピアス(クリアピアス含む)はしない ピアスの穴を開けることも禁止する
- ④無断で校外へは出ない(無断早退含む)

## レベル3

#### 保護者召喚の上、特別指導となる行為

- ①レベル2の指導に反省・改善がない
- の台学
- ③考査時の不正行為及び点数改ざん
- ④迷惑行為

## レベル4~レベル5

#### 保護者召喚の上、特別指導または退学となる行為

- ①喫煙・飲酒 ※疑似(電子)タバコ・ノンアルコール飲料 含む(疑似(電子)タバコやノンアルコール飲料は、喫煙・飲酒への誘引、あるいは電子タバコの薬物リキッドへの誘引となるため)
- ②喫煙具(タバコ・ライター・電子タバコ)の所持
- ③電車・バスの不正乗車
- ④18未満及び高校生禁止の場所への出入り
- ⑤危険物所持(刃物・ライター)
- ⑥賭け事
- ⑦無断外泊
- ⑧家出
- 9深夜に徘徊
- ⑩けんか
- ①運転免許の無断取得・バイク購入・運転 (バイク購入の場合廃車を命ずる)
- 12無免許運転
- (3)暴走行為
- ⑭窃盗及び万引き
- 15暴力
- 16 恐喝
- (7)公共物への落書き
- ®インターネット又はSNSを利用した不適切な書き 込みや投稿(誹謗中傷・画像・他人や学校の名誉を 傷つけるもの等)
- ⑲盗撮・ストーカー・つきまとい
- 20教師に対する暴言や反抗
- ②校舎その他の故意による破損・公共物破損(弁償)
- 22自傷行為
- ②タトゥは禁ずる
- 24シンナー・薬物
- ②不純異性交遊
- 20異性との外泊や異性宅への外泊
- ②その他触法行為

※レベル指導を受けた場合、1年間はそのレベルが適用される。1年未満の間に、さらに問題行動を起こした場合、協議のうえ、次のレベルになる場合もある。(24条-7参照)

# いじめ問題について

「岡山学芸館高等学校 いじめ問題対策基本方針」に基づき、適切かつ毅然 とした対処を行い、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

この基準は、学校内・外を問わず、本校に在籍する全生徒に公平に適用されるものです。学期中・休み中に関係なく効力があるものとし、各自の責任で守りましょう。